

第22期第29回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和6年1月23日（火）15時～
場所 唐津市水産会館 多目的ホール
（唐津市海岸通り 7182-217）

次 第

1 開 会

2 議 題

- | | |
|--|-----------|
| (1) 佐賀県資源管理方針の変更（案）について（諮問） | P2 ～ P25 |
| (2) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定に
ついて（協議） | P26 ～ P32 |
| (3) 佐賀県に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定に
ついて（協議） | P33 ～ P37 |
| (4) 令和6年度福岡県小型いかつり漁業の佐賀県許可隻数に
ついて（協議） | P38 ～ P43 |
| (5) 第39回筑肥漁場協議会について（報告） | P44 ～ P48 |
| (6) 定置漁業権の承継に伴う適格性の審査について（諮問） | P49 ～ P50 |
| (7) 試験養殖（串浦地区・湊地区・小川島地区）について（協議） | P51～ P84 |
| (8) その他 | |

水産第4228号
令和6年(2024年)1月22日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口

佐賀県資源管理方針の一部変更について（諮問）

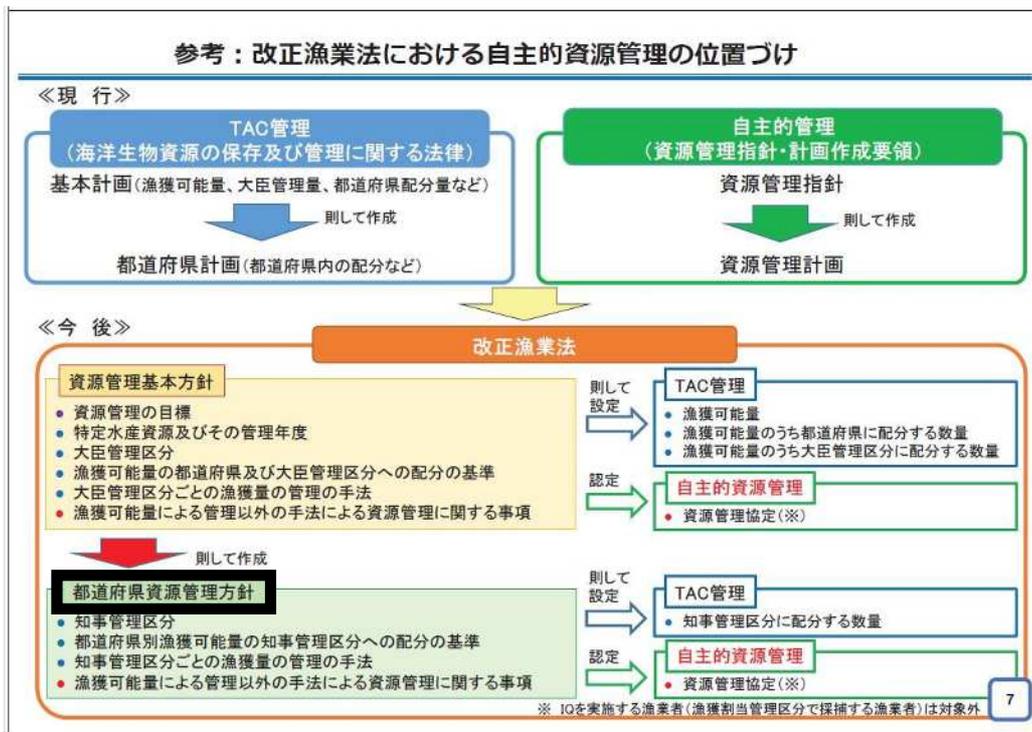
標記方針の変更にあたり、漁業法第14条第4項の規定により、貴漁業調整委員会の御意見をお聴かせくださるようお願いいたします。

【添付資料】

1. 佐賀県資源管理方針の変更について
2. 佐賀県資源管理方針案

佐賀県農林水産部水産課
玄海創生・栽培資源担当 江口、東
電話:0952-25-7144
FAX :0952-25-7274

- 県の資源管理方針とは、資源管理に関する基本的な考え方を示したもの
- 対象種は、県の重要水産資源、その他、資源管理協定締結に必要なもの
- 今回の修正は、TAC管理以外の自主的資源管理の対象種の追加



■ 既存の対象種 (TAC対象種9種)

- ①まあじ、②まいわし対馬暖流系群、③さんま、④するめいか、⑤くろまぐろ (小型魚)、⑥くろまぐろ (大型魚)、⑦まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、⑧かたくちいわし対馬暖流系群、⑨うるめいわし対馬暖流系群

■ 今回の修正で追加する対象種 (18種:玄海14種、有明4種)

- ①きんめだい東シナ海系群、②ぶり、③まだい日本海西部・東シナ海系群、④さわら日本海・東シナ海系群、⑤ひらめ日本海中西部・東シナ海系群、⑥とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群、⑦けんさきいか日本海・東シナ海系群、⑧いさき九州北・西海域、⑨くるまえび玄界灘佐賀海域、⑩くえ九州北西・山口海域、⑪がざみ有明海海域、⑫あかむつ九州北西海域、⑬このしろ有明海海域、⑭しばえび有明海海域、⑮さるぼう佐賀県有明海海域、⑯うに類佐賀県玄海海域、⑰さざえ佐賀県玄海海域、⑱あわび類佐賀県玄海海域

県の重要魚種であり、まとまった漁獲があること、資源量に関連するデータがあること、現行資源管理計画の対象種であること等の観点から選定 (今後も追加・削除は可能)

○佐賀県資源管理方針

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第 10 項で準用する同条第 6 項の規定に基づき公表する。

令和●年●月●日

佐賀県知事 山口 祥義

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、生産量 66.6 千トン（令和 3 年）、生産額は 305.6 億円（令和 2 年）である。また、漁業就業者数は、3,669 人（平成 30 年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当

てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進

めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得たうえで、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。

なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するように指導するものとする。

第7 佐賀県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-9 うるめいわし」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 きんめだい（東シナ海海域）」から「別紙3-18 あわび類佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。

附則

この方針は、令和2年12月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年7月1日より施行する。

附則

この方針は、令和4年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和4年7月1日より施行する。

附則

この方針は、令和5年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和5年●月●日より施行する。

別紙 1 - 1

第 1 特定水産資源
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号第 70 条第 1 号に規定する漁業）、小型まき網漁業（佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号（以下「規則」という。））第 4 条第 1 項第 8 号に規定する漁業）、しき網漁業（規則第 4 条第 1 項第 13 号に規定する漁業）、定置漁業（法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する漁業）、小型定置網漁業（法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する網漁具を移動しないように敷設して営む漁業の一種及び規則第 4 条第 1 項第 18 号に規定する漁業）及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 2

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 3

第 1 特定水産資源
さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県さんま漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 4

第 1 特定水産資源
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

② 水域

②の対象とする漁業が、するめいかを採捕する水域

② 対象とする漁業

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 5

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域（省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9

1号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を平成22年(2010年)1月1日から平成24年(2012年)12月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分で按分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1 - 6

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1 - 7

第 1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まさば及びごまさば漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 8

第 1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業、いわし船曳網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県かたくちいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす(かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙 1 - 9

第 1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県うるめいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるうるめいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県うるめいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第 5 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）

に定めるステップアップ管理を行う。

別紙 3-1

第 1 水産資源

きんめだい（東シナ海海域）

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（34 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3-2

第 1 水産資源

ぶり

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3-3

第 1 水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—4

第 1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—5

第 1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—6

第 1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3-7

第1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124項第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3-8

第1 水産資源

いさき九州北・西海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業におけるCPUEを直近5年間（2017～2021年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124項第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3-9

第1 水産資源

くるまえび玄界灘佐賀海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網（えびこぎ網漁業）におけるCPUEを直近5年間（2017～2021年）の平均値（2kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124項第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、

当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—10

第1 水産資源

くえ九州北西・山口海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出した CPUE を直近5年間（2017～2021年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124項第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—11

第1 水産資源

がぞみ有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業における CPU E を直近5年間（2018年～2022年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124項第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—12

第1 水産資源

あかむつ九州北西海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（22トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙 3—13

第 1 水産資源

このしろ有明海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業における CPUE を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙 3—14

第 1 水産資源

しばえび有明海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業における CPUE を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙 3—15

第 1 水産資源

さるぼう佐賀県有明海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（738 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこ

ととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124項第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

別紙3-16

第1 水産資源

うに類佐賀県玄海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（58トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124項第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3-17

第1 水産資源

さざえ佐賀県玄海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（70トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124項第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3-18

第1 水産資源

あわび類佐賀県玄海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（11 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 項第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

覚 書 (案)

昭和46年4月27日締結した「唐津湾におけるかたくちいわし
まき網漁業」の操業に関する確認書の取り扱いについて、~~令和5年~~^{令和6年}
~~2月8日~~^{第22期第3回}
~~1月31日~~開催の~~第22期第2回~~筑肥連合海区漁業調整委員会にお
いて審議の結果、次のとおり決定したので、筑前・松浦海区漁業調
整委員会会長は、ここに覚書を交換する。

記

- 1 昭和46年4月27日締結した確認書のうち第1の3の操業期
間を福岡県糸島市地先海域（確認書では福岡県糸島郡地先海域）
においては9月1日から翌年2月10日までとし、有効期間を令
和~~6~~⁷年5月1日までの1ヶ年間、これを延長する。
- 2 上記の確認書の記の第1の1の操業区域中の二重岳は、現在の
二丈岳のことである（平成9年3月5日開催の第16期第2回筑
肥連合海区漁業調整委員会において確認）。
- 3 この覚書は、玄海・松浦海の基本協定書の付帯協定として調印
した場合は、1の期間中といえども効力を失うものとする。
- 4 上記事項を証するため本書5通を作成し、筑肥連合海区漁業調
整委員会及び筑前・松浦両海区漁業調整委員会並びに福岡・佐賀
両県に各1通を保有するものとする。

令和6年2月8日

~~令和5年1月31日~~

筑前海区漁業調整委員会 会長

富重信一

松浦海区漁業調整委員会 会長

川寄和正

立会人

福岡県農林水産部水産局

漁業管理課

課長

秋本恒基

~~上妻智行~~

佐賀県農林水産部水産課

課長

横尾一成

~~中島則久~~

確 認 書

唐津湾における「かたくちいわしまき網漁業」の入会操業については、昭和44年5月2日第2回筑肥連合海区漁業調整委員会において、有効期間を1か年とする確認書を取り交し、昭和45年における取り扱いについては、前年の内容どおりの確認書が取り交わされた。

更に、昭和46年における取り扱いについては、4月10日開催された第8回筑肥連合海区漁業調整委員会において確認事項の一部変更について審議するとともに、業者会議を開催して検討したが、変更するに至らなかつたので、昭和46年のこの扱いは、有効期間を改める場合は、いずれも昭和45年の確認書の内容どおり決定し、確認書を作成する。

記

第1 佐賀県知事が許可した「かたくちいわしまき網漁業」が操業できる範囲は、次のとおりとする。

1 操業区域

福岡県糸島郡二丈町、二重岳頂上から同町配崎東端見通し線の延長線以西の海域

2 投網時間

前項の海域における投網時間は、日の出から日没まで

3 操業期間

福岡県糸島郡地先海域においては、福岡県側の「かた
くちいわしまき網漁業」の期間

4 禁止区域

福岡県糸島郡志摩町姫島、姫島の西側および南側沿岸
800メートルの海域

第2 この確認事項の有効期間は、昭和44年5月2日から
昭和47年5月1日までとする。

第3 当連合委員会は、確認事項の有効期間満了の日以前に
会議を開き、その後の取り扱いを決めるものとする。

2 前項の会議で有効期間満了後の取り扱いを決定するど
ができなかつた場合は、福岡・佐賀両県知事および水産庁
福岡漁業調整事務所長にこの調整を一任するものとする。

第4 当連合委員会および福岡・佐賀両県は、両県漁業者お
よび漁業従事者がこの確認事項を信義にもとづき誠実に遵
守するよう指導するものとする。

この確認書は6通作成し、当連合委員会、筑前・松浦両海
区漁業調整委員会および立会人が各自1通を保有する。

昭和46年4月27日

筑肥連合海区漁業調整委員会
委員 録 田 録

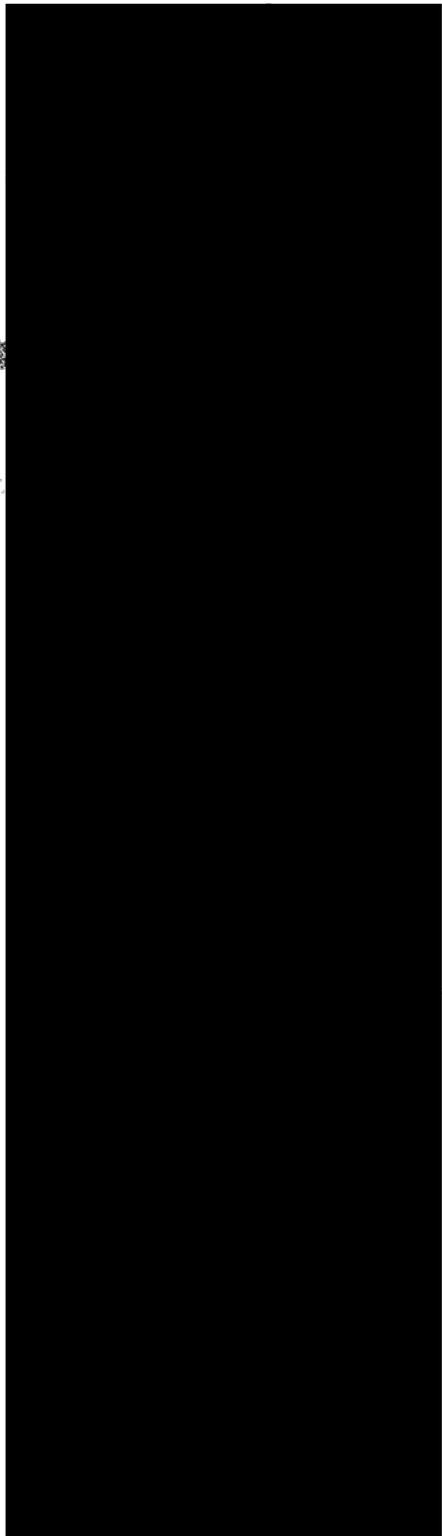
〃	浦	丸	正
〃	宗		国太
〃	中	島	甚右
〃	久	保山	勝太
〃	宮	崎	潜四
〃	野	崎	吉三
〃	宮	崎	義
〃	今	林	久
〃	高	崎	東
〃	井	上	惣
〃	来	村	英

立 会 人

福岡県商工水産部水産課長 矢 野 政

佐賀県経済部水産課長 牛 島 繁

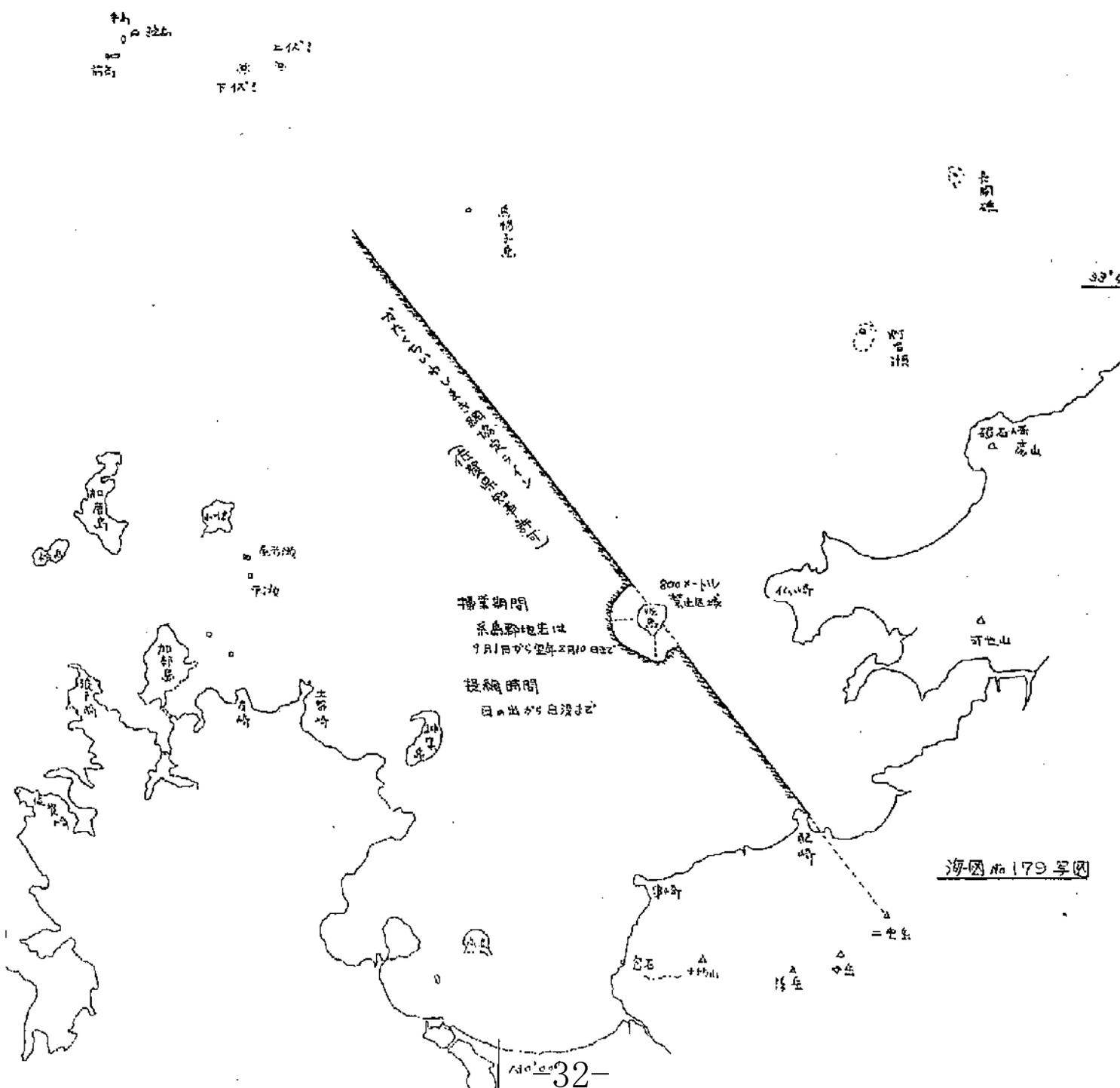
水産庁福岡漁業調整事務所長 山 田 隆



100'00"



かたくちいわしまき網漁業協定



海図 第179号 図

覚 書 (案)

佐賀県海域に入漁する福岡県一そうごち網及び二そうごち網漁業については、昭和27年7月2日締結の玄海、松浦海漁業調整協定並びに同附帯協定によって操業されていたが、この原則に副わない点があり、しばしば佐賀県船との間に競合があった。

そのため昭和34年9月4日筑肥連合海区漁業調整委員会において別個にごち網漁業に関し1か年の協定をなし入漁の調整をはかってきた。

しかしその後、昭和39年から~~令和4年~~^{令和5年}までの間一部改正しながら1年の暫定として覚書を取り交わしてきた。

更にこれが改正のため~~令和5年1月31日~~^{令和6年2月8日}開催の~~第22期第2回~~^{第22期第3回}筑肥連合海区漁業調整委員会において審議の結果、第3条の~~令和4年~~^{令和5年}を~~令和5年~~^{令和6年}に、附帯事項のうち1の~~令和4年~~^{令和5年}を~~令和5年~~^{令和6年}に改めたほかは、いずれも~~令和4年2月1日~~^{令和5年1月31日}調印の覚書及び附帯事項のとおり、更に暫定として1か年間これを延長することに決定したので、この覚書を取り交わすものとする。

記

第1条 福岡県知事の許可する一そうごち網及び二そうごち網漁業（漁船の推進機関の馬力数は平成14年4月1日施行の漁船法施行規則に基づく80キロワット以内または施行前の規則に基づく25馬力以内とする。但し、平成14年のこの覚書の締結の際に、現に福岡県知事のごち網漁業の許可を受けていた者が、当該許可にかかわる漁船を使用し、同締結の際に当該漁船に搭載していた推進機関と同じものを搭載してごち網漁業を営む場合に限り、昭和57年7月18日施行の同規則に基づく馬力算定法による50馬力以内とする。）で、佐賀県知事の管轄する海域において操業できる区域は次の範囲とする。

- (1) 一そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端見通し線以東の佐賀県海域。ただし、佐賀県の共同漁業権漁場を除く。
- (2) 二そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端を見通したその延長線と、二神島北端から加唐島北端を見通した延長線との2延長線によって囲まれた以東北の佐賀県海域。ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から

1, 450メートルの線によって囲まれた区域を除く。

(3) 禁止期間は1月1日から3月15日まで。

第2条 福岡県二そうごち網漁業（馬力は第1条と同じとする。）のうち1統に限り次の条件により次の区域（特別入漁区域）内において操業することができる。

1 特別入漁区域

次のイ、ロ、ハの3直線によって囲まれた佐賀県海域。

ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から1, 450メートルの線によって囲まれた区域を除く。

イ 加部島東端から加唐島東北端見通し線の延長線

ロ 加唐島北端から長崎県二神島北端見通し線

ハ 唐津市肥前町京泊宮崎鼻東端から馬渡島東端見通し線の延長線

2 入漁条件

イ 入漁の期間

特別入漁区域への入漁期間は、9月21日から10月30日までの40日間とする。

ロ 操業方法

網は引き寄せるものとし、こぎ網してはならない。

ハ 漁業許可証及び入漁標識旗

特別入漁区域へ入漁する者は佐賀県知事の漁業許可を受け、かつ漁業許可証及び入漁標識旗の交付を受けなければならない。

3 入漁船の義務

イ 特別入漁区域へ入漁する者は、佐賀県知事から交付された漁業許可証及び入漁標識旗を同時に携行し、かつ標識旗はブリッジの左舷側の上部1メートルの位置に確実に掲揚しなければならない。

ロ 入漁船は佐賀県漁船の操業中その妨害となる範囲内において操業してはならない。

令和6年

第3条 この覚書の有効期間は~~令和5年~~4月1日から1か年とする。

ただし、松浦、筑前海区漁業調整委員会の合意により延長することができる。

この協定が成立したことを証するため本書5通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び松浦、筑前海区漁業調整委員会並びに佐賀県、福岡両県に各1通保管する。

令和6年2月8日

~~令和5年1月31日~~

筑肥連合海区漁業調整委員会委員

富 重 信 一
上 田 直 子
太 田 耕 平
井 上 博
板 谷 正 信
坂 本 政 彦
川 寄 和 正
池 田 宏 子
坂 本 安 則
梅 崎 博 昭
荒 卷 信 弘
坂 口 正 人

立 会 人

福岡県側

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

~~秋 本 恒 基
上 妻 智 行~~

佐賀県側

佐賀県農林水産部水産課長

~~横 尾 一 成
中 島 則 久~~

附 帯 事 項 (案)

令和6年2月8日

~~令和5年1月31日~~に調印した福岡県ごち網漁業の佐賀県海域入漁に対する附帯事項として次のことを定める。

- 1 覚書第1条に規定する入漁区域の線は、~~令和5年~~令和6年9月16日から~~令和5年~~令和6年11月15日まで暫定措置として土器崎から小川島西端見通し線の延長とする。
- 2 この協定に違反した入漁者に対しては、次のとおり処分するものとする。
 - イ 協定区域外の佐賀県海域に侵入した者は、その日から特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ロ 同一漁業組合の者が3件以上区域外侵入した時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ハ 佐賀県漁船の漁業を妨害（佐賀県ごち網、釣、延縄漁業等を包囲したり、漁具に被害を与えたりする等）した者は、その日以降その者の特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ニ 同一漁業組合の者が3件以上佐賀県漁業の妨害をした時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。
- 3 漁業許可証
覚書第2条3のイ及び附帯事項2のロ及びニに該当する義務の怠慢または違反があった時は、その者の所属する組合に割り当てられた全部の漁業許可証及び入漁標識旗をともに没収するものとする。

小型いかつり漁業許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり、区域ごとに許可する船舶等の上限を設ける。漁業許可は、下表に掲げる住所を有する者に対してのみ行うこととする。

区域名		許可する船舶等の数の上限	住所要件
県内		149	筑前海沿岸市町
県外	長崎県	当該年から起算して過去5年間の平均許可隻数の範囲内とする。	長崎県内
	佐賀県	筑肥連合海区漁業調整委員会の審議結果の範囲内とする。	佐賀県内

※許可する船舶等の数の上限を超えた申請があった場合は、小型いかつり漁業に係る許可の基準（別紙）に基づき許可するものとする。

(2) 船舶の総トン数

5トン以上20トン未満とする。

(3) 操業区域

筑前海区海面

(4) 漁業時期

4月1日から翌年3月31日まで

2 許可の有効期間

県内許可については、5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

県外許可については、1年又は一斉更新までの残存期間とする。

3 条件

(1) 次のアからカに掲げる海域においては操業してはならない。

ア 次の（ア）から（エ）までを順次に結んだ直線より南側の区域。

（ア）古賀市大字久保字花見の中川尻に設置した標識（筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の陸側の境界の基点）

（イ）アから真方位287度10分、3,120メートルの点（筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の沖側の境界の基点）

（ウ）イから栗ノ上礁灯標を見通す線の延長線と、筑前大島灯台（宗像市）から真方位318度、2,000メートルの点と臼島灯標（佐賀県唐津市）を

結ぶ線との交点

(エ) 臼島灯標

イ 筑共第7号共同漁業権漁場内（小呂島周辺）

ウ 筑共第10号共同漁業権漁場内（相島周辺）

エ 筑共第11号共同漁業権漁場内（栗ノ上礁周辺）

オ 筑共第2号共同漁業権漁場内（筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち、福岡県筑前海区釣漁業協議会（以下「釣協」という。）に所属しない漁業者のみ適用）

カ 福岡県宗像市大島字沖島小屋島山頂より半径7,500m以内の海域。
（筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ適用）

(2) 電気設備の制限

ア 集魚灯に使用できる電球の総設備容量は、45キロワット以内でなければならない。さらに、装着できる放電灯は、3キロワット以内のものが15灯以内でなければならない。

イ 装備できる放電灯装着用ソケット数は、15個以内で、かつ、装備できるハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内でなければならない（放電灯装着用ソケット数とハロゲン灯装着用ソケット数の合計21個以内）。

(3) 許可番号の表示

操業中は、下記様式による許可番号を操舵室の両側に表示しなければならない。

フクイカ ○○○○ (許可番号)

地 の 色 : 黄 色
文字及び数字 : 黒 色

各文字及び数字の大きさは、縦8センチメートル以上とする。

なお、その太さは2センチメートル以上とする。

(4) 11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。

(5) (1)に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。

(i) の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以西の海域
4月1日から9月30日の期間

(ii) の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以東の海域
5月1日から10月31日の期間

基点第27号 烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱より真方位169度42分31.5メートルの点に設定した標識（旧標柱跡）

A線 基点第27号から真方位347度の線

B線 旧2号浮標（世界測地系北緯34度2分37.7秒、東経130度47分56.5秒）と沖の島東端を結ぶ線

4 陸揚港の選定

県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者は、県内漁港のうち2港（主港・従港）を陸揚港として選定し、緊急時を除き原則として選定した陸揚港で陸揚げするものとする。なお、選定に当たっては、釣協の承認を得るものとする。

5 申請書の添付書類等

- (1) 許可申請一覧表
- (2) 操業計画書（別紙様式1）
- (3) 漁船原簿謄本（県外漁業者のみ）
- (4) 誓約書（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）（別紙様式2）
- (5) 設備状況調査表（別紙様式3）
- (6) ソケット設備確認証明書（別紙様式4）
- (7) 陸揚港承認証の写し（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）
- (8) ソケット設備状況を確認できる写真（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）

6 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この許可方針は令和3年12月14日から施行する。

（許可する船舶等の数の上限の見直し（県内、長崎県）、漁業調整規則第11条第5項に基づく許可の基準の策定）

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和5年7月20日から施行する。

附 則（条件の追加（あわび及びなまこの採捕禁止期間））

この改正許可方針（条件(4)(5)追加）は令和5年12月14日から施行する。県内については令和7年12月31日、県外（長崎県、佐賀県）にあっては令和5年12月14日から施行することとし、令和5年12月14日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

その他の申請者についての優先順位は、県内許可に準じるものとする。

別表（第3関係）

優先順位	1 所属する漁業協同組合の推薦を得られる者	2 過去5年において漁業関係法令による処分を受けていない者	3 過去5年において小型いかつり漁業（福岡県知事許可）の経営又は従事の経験がある者
1	○	○	○
2	○	○	×
3	○	×	○
4	×	○	○
5	○	×	×
6	×	○	×
7	×	×	○
8	×	×	×

【別紙】

小型いかつり漁業に係る許可の基準

福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。）第11条第5項に基づき、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数の上限を超えた申請があった場合の小型いかつり漁業の許可の基準を次のように定める。

第1 通則

本基準の規定において「許可」とは、漁業法第57条又は規則第4条に基づく漁業許可、「起業の認可」とは、規則第6条に基づく起業の認可をいう（以下、これらを「許可等」という。）。

第2 許可の基準

許可等の申請により、公示した許可等をすべき船舶等の数の上限を超えた申請についての優先順位は第3に示す優先順位とし、優先順位が高い者から優先して許可等を行うものとする。

なお、同一の優先順位を有する者の申請が複数あり、それらの申請により公示した許可等をすべき船舶等の数を超える場合は、規則第11条第6項の規定に基づき同一の優先順位を有する者で別に定める方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

第3 優先順位

許可等の申請により、公示した許可等をすべき船舶等の数を超える場合の許可等をする者の優先順位は、次のとおりとする。

(1) 県内許可

下記の1から3を考慮し、別表に示す優先順位が高い者から優先して許可等をするものとする。

- 1 所属する漁業協同組合の推薦を得られる者
- 2 過去5年において漁業関係法令による処分を受けていない者
- 3 過去5年において小型いかつり漁業（福岡県知事許可）の経営又は従事の経験がある者

なお、2、3については申請に関する公示にて定められた申請期間の末日を起算日とする。

(2) 県外許可

申請のうち、小型いかつり漁業（福岡県知事許可）の許可を受けている者が許可の有効期間の満了日の到来のため改めてした申請（当該許可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であって、5トン以上20トン未満のものについてした申請に限る。）は、他の申請者に優先して許可等をするものとする。

福岡県に入漁する佐賀県いかつり漁船(5トン以上)の操業について

福岡県海域に入漁する佐賀県小型いかつり漁業(5トン以上)の許可枠数等の推移

年度	入漁許可枠	入漁希望隻数	入漁許可数
H18	60	25	25
H19	50	24	24
H20	50	16	16
H21	40	15	15
H22	40	15	15
H23	40	15	15
H24	30	14	13
H25	30	13	13
H26	30	13	13
H27	30	13	13
H28	30	13	13
H29	30	13	13
H30	30	13	13
H31	30	13	13
R2	20	12	11
R3	20	11	10
R4	20	11	11
R5	20	9	9
R6		7	

近県におけるいかつり漁業(5トン以上)の許可状況

組合名	福岡県		長崎県	山口県
	R6年度希望	R5年度許可		
呼子町	1	0	4	2
小川島	3	4	4	1
鎮西町	3	5	7	3
外津	0	0	1	0
合計	7	9	16	6

(令和6年1月19日現在)

共通資料
第 39 回筑肥漁場協議会
令和 6 年 1 月 12 日

福岡佐賀いかかご漁業協定書（案）

令和 6 年 1 月 1 2 日
~~令和 4 年 1 月 1 3 日~~

協 定 書

令和6年1月12日佐賀県唐津市新興町23番地「唐津市近代図書館」
~~令和4年1月13日福岡県糸島市志摩岐志778-5「糸島漁業協同組合」~~において
39
開催された第38回筑肥漁場協議会で、福岡・佐賀両県漁民のいかかご漁業の操業につ
いて協議し、漁業秩序の維持と円満な操業を図るため下記のとおり協定する。

記

1 操業区域

いかかご漁業の操業については、従来の操業実績を勘案の上、佐賀県漁民の操業する区域を包石・名島本島見通し線に接するA区域及びB区域とする。

A区域（点ア・イ・ウを順次に結ぶ三角区域）

点ア 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

点イ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線の延長線との交点

点ウ 包石・名島本島を結んだ線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線との交点

B区域（点□・◇・`を順次に結ぶ三角区域）

点□ 包石・名島本島を結んだ線（A）、唐津市鎮西町松島北端と唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ線の延長線（B）、及び糸島市志摩姫島鎮山の下の北端（※注1）と糸島市志摩野北碓石崎のタカリ（※注2）を結んだ線の延長線（C）の3線（A. B. C）の交点

点◇ シイネ西端

点` 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

2 操業期間

福岡県 2月10日から4月30日まで

佐賀県 2月 1日から4月30日まで

なお、いかかごの標識（ウケ）に船名を明記し、操業上相互に支障のないように努めるものとする。ただし、2月5日までに漁具を完全に撤去することを条件として、1で定めた区域より若干東側の区域における操業を認めるものとする。

3 有効期間

この協定書の有効期間は~~令和4年~~^{令和6年}2月1日から1年とし、翌年の漁場行使については漁期前に協議の上決定する。ただし、この協定書の有効期間の満了日の2ヶ月前までに、関係者から改廃の申し出がない場合は、更に1年間に限り延長するものとする。

この協定書は2通作成の上、それぞれ保管するものとする。

令和6年1月12日
~~令和4年1月13日~~

筑肥漁場協議会

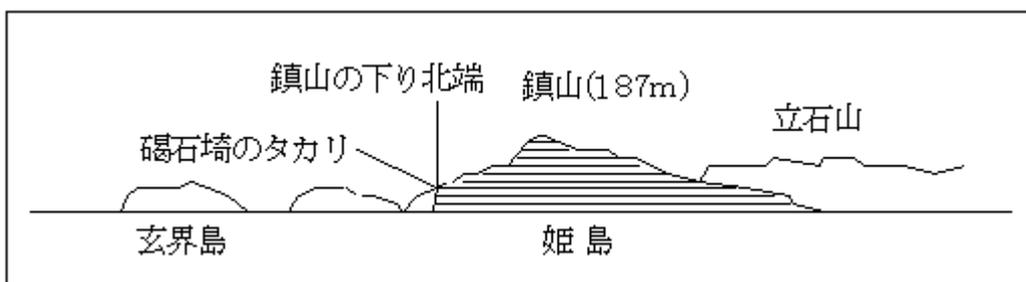
福岡県代表

筑前海区漁業調整委員会 委 員 坂 本 政 彦

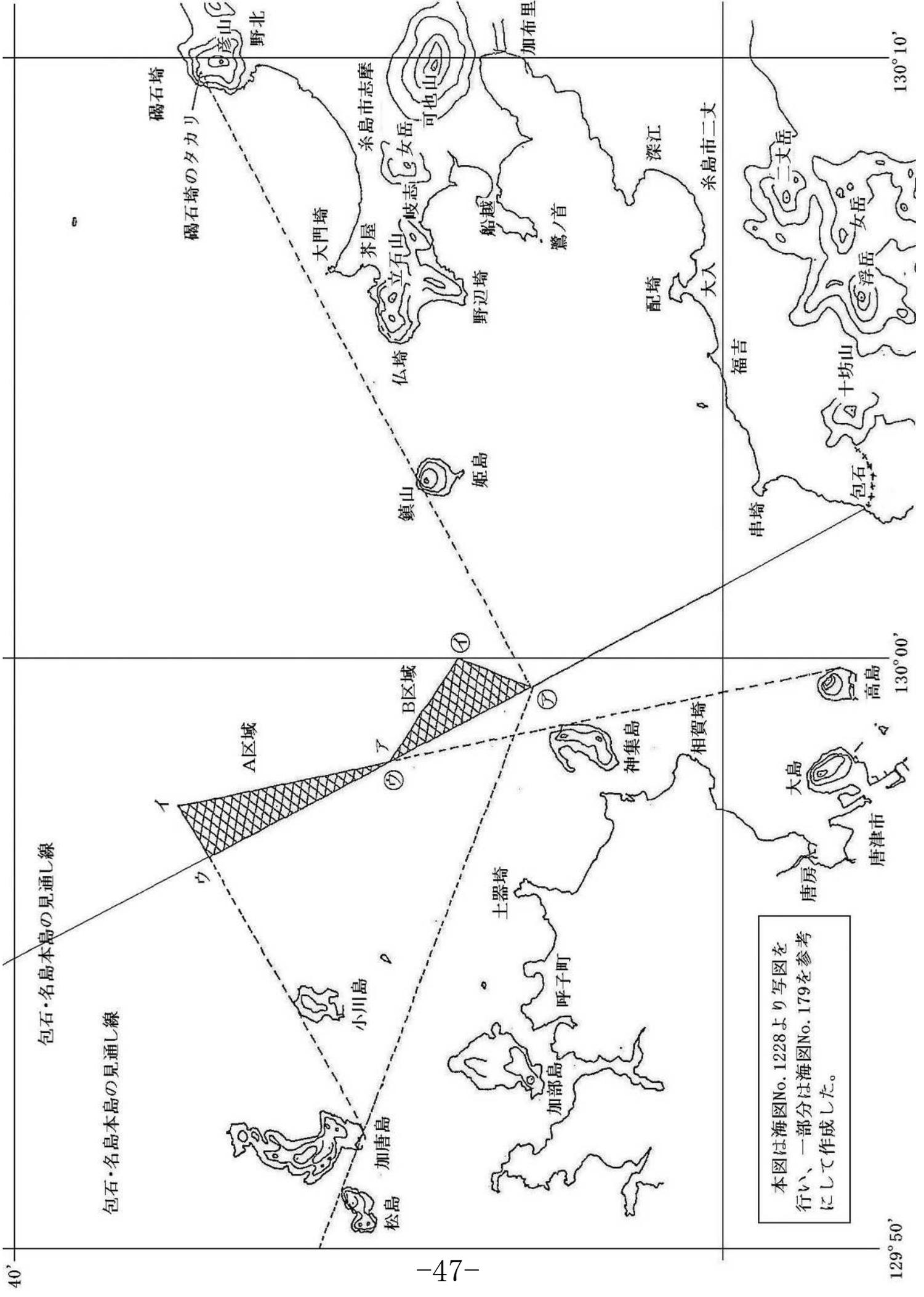
佐賀県代表

松浦海区漁業調整委員会 委 員 坂 本 安 則

※注1 「糸島市志摩姫島鎮山の下りの北端」とは、B区域点□から糸島市志摩姫島をながめ、下図に示す点をいう。



※注2 「糸島市志摩野北碓石埼のタカリ」とは、糸島市志摩野北彦山（232メートル）から北西方向距離約600メートルの高頂をいう。



本図は海図No. 1228より写図を行
 行い、一部分は海図No. 179を参考
 にして作成した。

第39回筑肥漁場協議会出席者名簿

日 時:令和6年1月12日(金) 14:00～

場 所:唐津市近代図書館 4階会議室

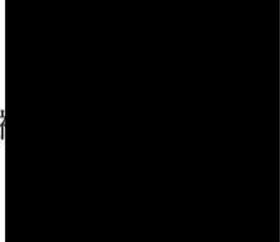
唐津市新興町23

福岡県		佐賀県	
所 属	氏 名	所 属	氏 名
(漁業調整委員会委員) 筑前海区漁業調整委員会	坂本政彦 (欠席)	(漁業調整委員会委員) 松浦海区漁業調整委員会	坂本安則
(漁業協同組合代表者) 糸島漁業協同組合 代表理事組合長 糸島漁業協同組合 船越地区代表理事	仲西利弘 仲西高志	(漁業協同組合代表者) 佐賀玄海漁業協同組合 唐津市統括支所 神集島支所 運営委員 佐賀玄海漁業協同組合 呼子町統括支所運営委員	岩本一孝 太田道宏
(漁業現業代表者) 糸島漁業協同組合 船越支所 糸島漁業協同組合 船越支所 糸島漁業協同組合 深江支所	中松正和 藤野一豊 谷口利幸	(漁業現業代表者) 佐賀玄海漁業協同組合 唐津市統括支所神集島支所 佐賀玄海漁業協同組合 呼子町統括支所	西元千年 藤田清次
(漁業調整委員会事務局) 事務局長 技術主査 主任主事	佐野二郎 吉田幹英 山田菜美子	(漁業調整委員会事務局) 事務局長 主任主査	江口泰蔵 川崎明弘
(漁業管理課) 漁業調整係長 事務主査	上田拓 俵積田貴彦	(水産課) 漁業調整担当係長	寺田雅彦
		(佐賀県玄海水産振興センター) 船舶運行・調査取締担当	岩本三海

水産第4263号
令和6年1月22日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 裕



定置漁業権の承継に伴う適格性の審査について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第80条第1項の規定により、別紙のとおり定置漁業取得届出書の提出がありました。

については、同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：水産課漁業調整担当 川崎
電話：0952-25-7145

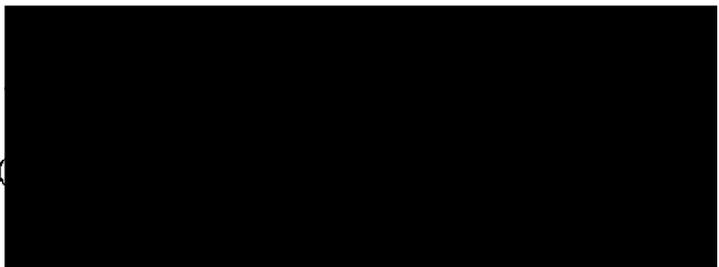
定置漁業権取得届出書

5年12月10日

佐賀県知事 山口 祥義 様

住所

氏名



漁業法第 80 条第 1 項の規定により下記のとおり届け出ます。

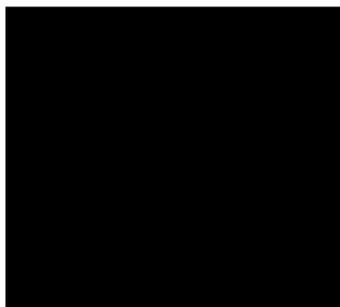
記

1 取得した区画漁業権の免許番号 定置漁業権 松定第 1 号

2 被相続人の氏名

3 被相続人の死亡年月日

4 相続人の氏名及び続柄



添付書類

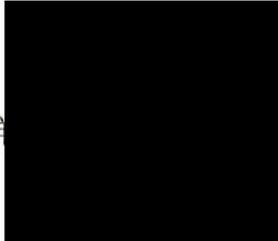
- 1 被相続人の死亡を確認できる証明書（市町村発行のもの）
- 2 相続人が 2 人以上ある場合は、同意書

(注) 法人登記簿謄本又は住民票抄本を添付する。

水産第 4201 号
令和 6 年 1 月 22 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



鎮西町統括支所（串浦地区）におけるアカウニ及び餌料用マコ
ンブ、ヒジキ試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第 4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

令和5年12月27日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-283
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎 和正

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 アカウニ養殖（地まき式）及び餌料用マコンブ、ヒジキ養殖（延縄式）試験
- 2 水産物の名称 アカウニ、マコンブ及びヒジキ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積 唐津市鎮西町串（串浦漁港内）200 m²（別紙1参照）
- 4 試験養殖期間 試験養殖の承認日より令和6年12月末
- 5 養殖の方法及び規模
 アカウニ養殖：地まき式で 5m×5m=25 m²
 10m×10m=100 m² 2箇所を実施
 コンブ・ヒジキ養殖：延縄式で 10mと 20mの養殖ロープを各2本設置して実施(300
m²)

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別図1）
- (4) 養殖施設概要図（別図2）

理由書

佐賀玄海漁業協同組合鎮西町統括支所・串浦地区（以下、串浦地区）では、定置網、釣り、海士漁業などが営まれているが、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、コスト増加、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。特に、安定した収入確保、収益向上のための方策の検討が喫緊の課題である。

そこで、現在、串浦地区では海士漁業で採捕されており、近年単価が急騰している一方、資源量が減少しているアカウニに注目し、串浦漁港内で養殖することで安定的な収益確保を目指したい。

養殖方法については、一般的に実施されている筏方式や延縄方式ではなく、ネットで囲った区画に放流して給餌する地まき式で実施する。理由は、これまでのやり方に比べ、資材等の初期費用がかからないためである。

また、アカウニ養殖は海藻類を中心とした大量の餌料を必要とすることから、区画の上部水面部分においてコンブ・ヒジキ養殖についても同時に実施する。

今回の試験で、玄海水産振興センター指導の下、地まき式アカウニ養殖を実施し、その収益性に関するデータを取得する。今回の試験結果次第では、他の地区での実施も可能となり、玄海地区全体の漁業収益性向上につながると期待される。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233
氏 名 佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 和正

アカウニ地まき式養殖及び餌料用コンブ、ヒジキ養殖試験計画書

1. 試験の概要

(1) 実施場所: 実施場所: 唐津市鎮西町串(串浦漁港内)(別図1のとおり)

(2) 実施期間: 試験養殖の承認日～令和6年12月末

(3) 試験内容

a) 養殖施設

・アカウニ地まき式養殖区画の目印: プイ8個(4個×2箇所)

・コンブ、ヒジキ養殖の養殖ロープ: 20m×2本、10m×2本

b) 試験方法

・串浦漁港内に地まき養殖区画を設置し、アカウニ種苗を放流(20mmサイズ1,500個)

・給餌は、地先で採取した海藻類(定置網の道網等に定着した海藻及び流れ藻に限る)を中心に、月に2回程度実施

・3か月に1回程度アカウニの大きさや生残状況などをモニタリング

・4月頃より養殖したコンブ、ヒジキの給餌開始

c) 種苗の供給元および供給量(予定)

・アカウニ 供給元: 玄海水産振興センター 供給量: 1,500個(20mmサイズ)

・コンブ 供給元: 岩手県 供給量: 40m

・ヒジキ 供給元: 地元採取 供給量: 500本(15cmサイズ)

d) 出荷先予定

出荷に達するのは令和7年なので、今回は無

e) 養殖試験従事予定者氏名



	R6.1月	2月	11月	12月
作業内容	養殖施設準備→養殖開始 → 飼育管理 → 試験結果とりまとめ 試験養殖継続申請手続き			

g) 収支計画

i) 支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

費目	数量	金額
クレモナロープ	1巻	14,840円
ポリロープ	1巻	35,700円
フロート	20個	10,000円
コンブ種苗	40m	11,200円
合計		71,740円

ii)収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

費目	数量	金額

2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合鎮西町統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

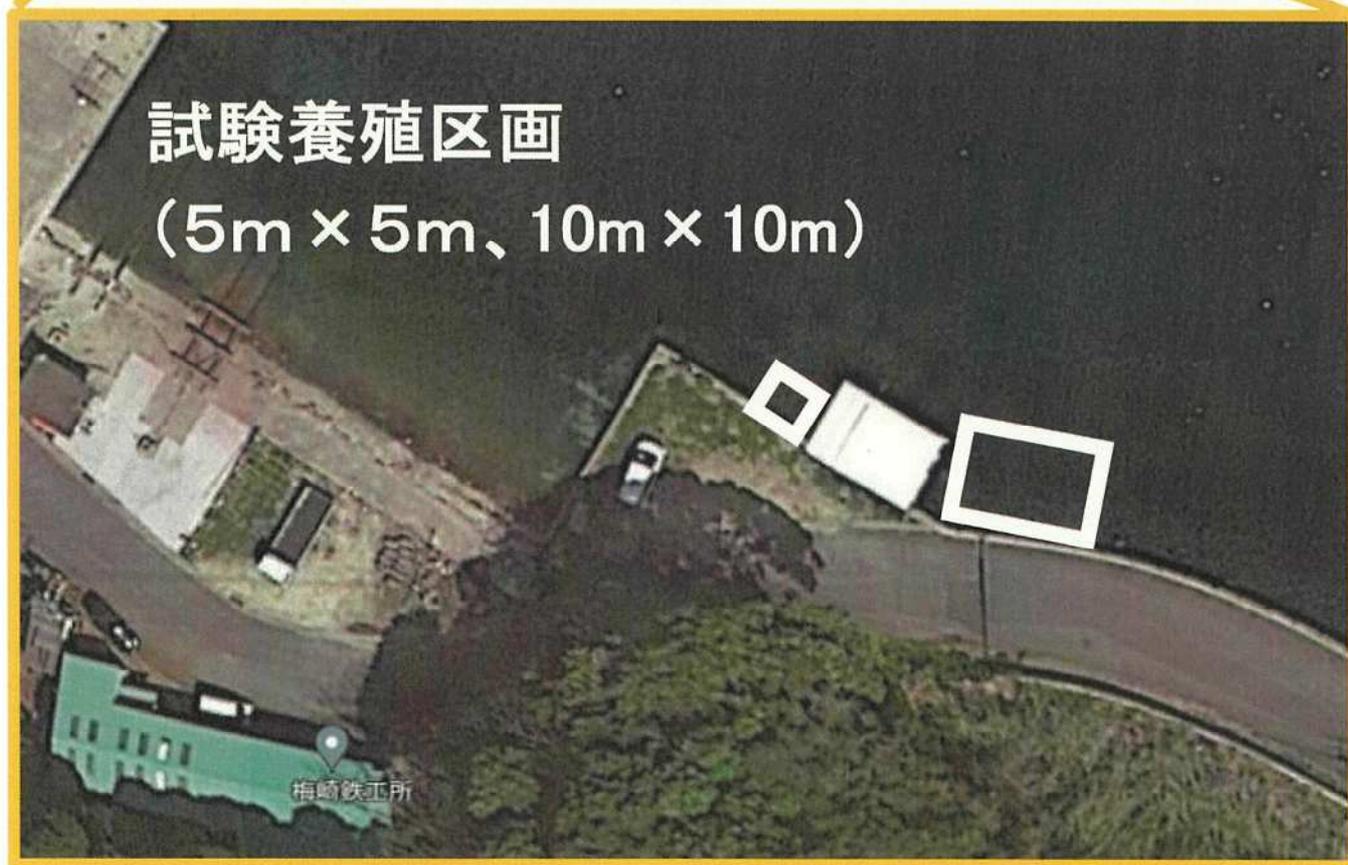
台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

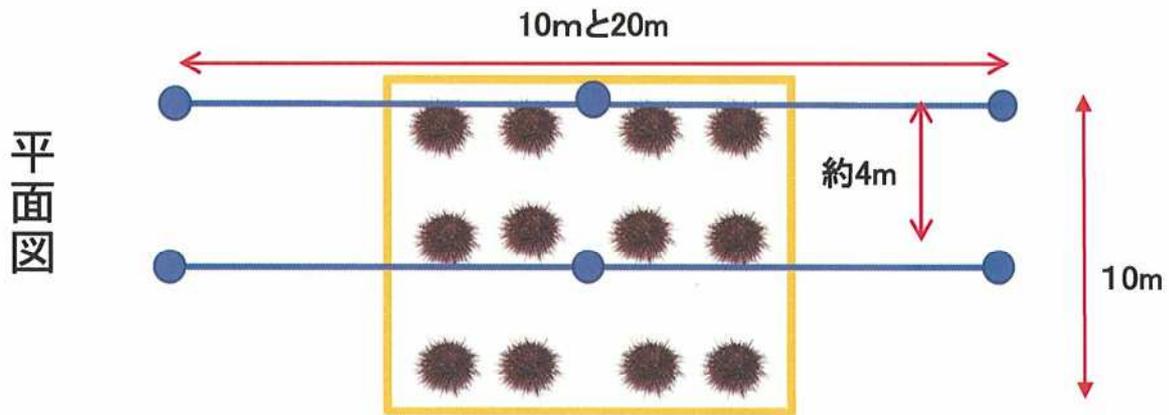
佐賀玄海漁業協同組合 0955-82-5460

別図 1(漁場位置及び区域図)

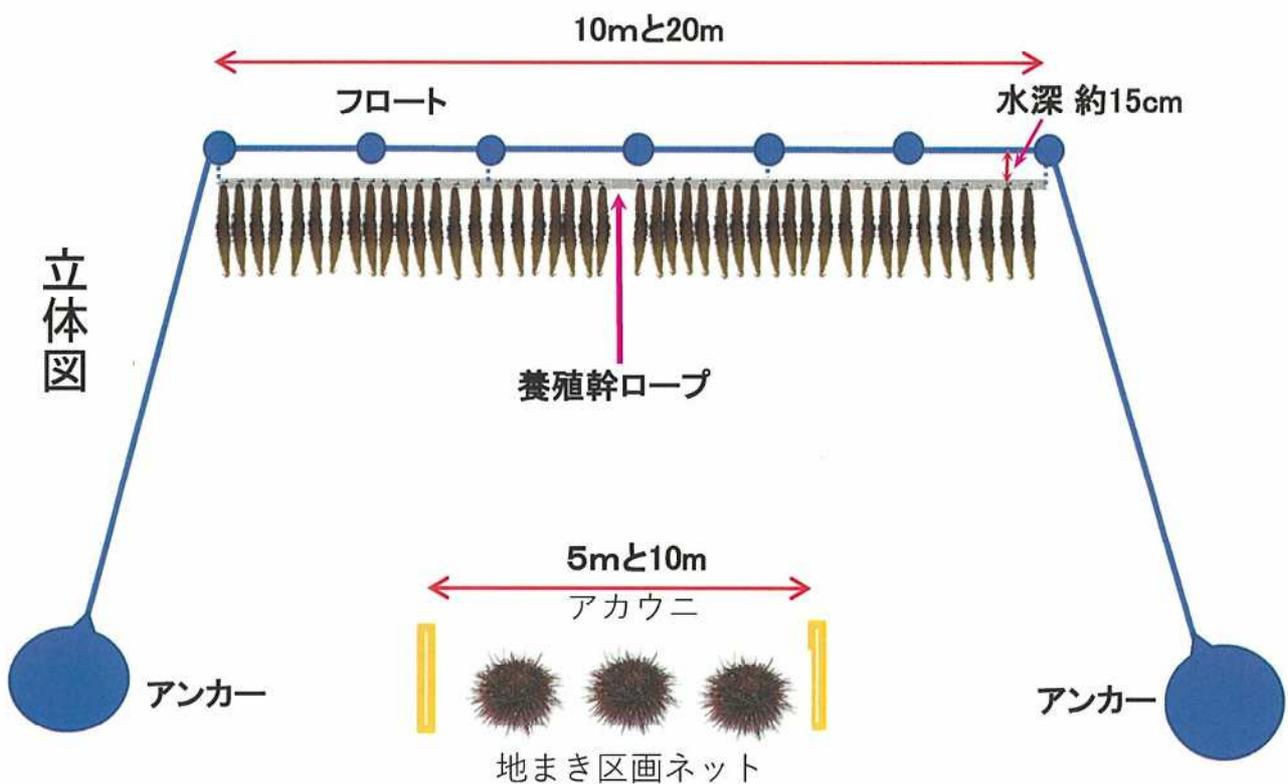


別図2 養殖施設概要図

コンブ延縄式養殖区画



アカウニ地まき式養殖区画
(区画をネットで囲う)



アカウニ、コンブ及びヒジキ類試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

甲は、アカウニ、コンブ及びヒジキ類試験養殖業務（以下「委託業務」と）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和6年12月31日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年12月7日

甲 唐津市西城内1番1号

唐 津 市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地23

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和

唐農水第1063号
令和6年1月5日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 様

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和5年12月27日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長川寄和正より、佐賀玄海漁業組合鎮西町統括支所におけるアカウニ、コンブ及びヒジキの養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願いたします。

意見書

佐賀玄海漁業協同組合鎮西町統括支所・串浦地区においては、近年単価が急騰しているアカウニに着目し、同地区漁港内において、初期費用負担の少ない地まき式で養殖することで、安定的な収入を確保することを検討しております。

また、アカウニには大量の飼料が必要であり、飼料となるコンブ、ヒジキの養殖につきましても同区画内にて延縄式で実施し、アカウニ養殖の効率化を目指します。

玄海水産振興センターの指導のもと、アカウニ、コンブ及びヒジキの試験養殖を行うことを、よろしくお取り計らいますよう、お願いいたします。

令和6年1月5日

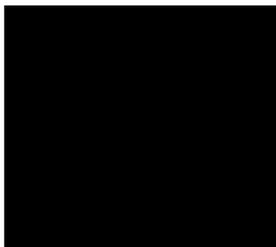
佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

水産第4222号
令和6年1月22日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 崙 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



唐津市統括支所（湊地先）におけるアカウニ・アワビ試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第4条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

令和6年1月18日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎 和正

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 アカウニ・アワビ類養殖試験
- 2 水産物の名称 アカウニ・アワビ類
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
唐津市湊地先 筏式 : 50m×10m=500㎡ (別紙1を参照)
 ロープ式: 60m×30m=1,800㎡ (別紙1を参照)
- 4 試験養殖期間
令和6年3月1日より令和7年2月28日(開始予定日から1か年間)
- 5 養殖の方法及び規模
 - a) 方法 筏式およびロープ式の施設に蓋つきコンテナを垂下する養殖方法
 - b) 規模
 - i) 筏式
 - ・筏: 4m×4m 3基
 - ・コンテナ: 約150個(30cm×55cm×35cm)
 - ・種苗: アカウニ : 合計700個(人工種苗10~15mm)
 - エゾアワビ: 合計700個(人工種苗20~30mm)
 - ii) ロープ式
 - ・ロープ : 50m×12本
 - ・コンテナ: 約260個(30cm×55cm×35cm)
 - ・種苗: アカウニ : 合計6,000個(人工種苗10~15mm)
 - エゾアワビ: 合計700個(人工種苗20~30mm)

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図(別紙1)
- (4) 養殖施設概要図(別紙2)

アカウニ・アワビ類試験養殖計画書

1. 試験の概要

1) 実施場所:唐津市湊地先(別紙1のとおり)

2) 実施期間:令和6年3月1日～令和7年2月28日(承認日から1年間)

3) 試験内容

a) 目的

アカウニ、エゾアワビ養殖における養殖管理方法、生残、成長、販売に関するデータを収集し、正式な養殖区画漁業権免許取得のための基礎データを収集すること。

b) 概要

筏式およびロープ式、蓋付きコンテナを用いたアカウニ、アワビ類の垂下養殖

c) 養殖施設

i) 筏式 (別紙2のとおり)

- ・筏:4m×4m 3基
- ・コンテナ:約150個 (30cm×55cm×35cm)

ii) ロープ式 (別紙2のとおり)

- ・ロープ:50m × 12本
- ・コンテナ:約260個(30cm×55cm×35cm)

c) 試験方法

- ・令和5年5月から実施しているアカウニ養殖試験を令和6年3月以降も継続する。
- ・餌料としての天然海藻の採集量を減らすため、冬期はキャベツ等の陸上植物、春期は養殖マコンブ(試験養殖許可取得済み)を用いた養殖手法を検討する。
- ・出荷サイズに達した個体は令和6年夏期から試験販売を行う。
- ・令和6年3月以降に新たに種苗導入を行うため、養殖施設(錨・ロープ等)を増設する。
- ・試験期間中は飼育管理、生残とサイズ測定等のモニタリングを行う。
- ・令和7年2月末に施設撤去を行う予定。

d) 種苗の供給元および供給量

- ・購入先:アカウニ種苗、エゾアワビ種苗は佐賀県玄海栽培漁業協会から購入予定。
- ・購入量(予定):

i) 筏式

- ・アカウニ :700個 (人工種苗 10～15mm)
- ・エゾアワビ:700個 (人工種苗 20～30mm)

ii) ロープ式

- ・アカウニ :6,000個 (人工種苗 10～15mm)
- ・エゾアワビ:700個 (人工種苗 20～30mm)

d) 出荷先予定

・佐賀玄海漁協市場、県内外の飲食店、個人売り

f) 養殖試験従事予定者氏名



g) 養殖スケジュール

	R6.2月	4月	6月	12月	R7.1月	2月末
作業内容	R5からの継続飼育 施設増設	→	→ 販売 養殖管理 (餌やり、密度調整)			→施設撤去予定 →施設撤去予定

h) 収支計画

i) 支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

費目	数量	金額(税抜)
コンテナ	410個	1,230,000円
フロート	24個	120,000円
クレモナロープ	2巻	29,680円
ポリロープ	3巻	107,100円
ポリロープ	5巻	32,000円
ハイトップ	150個	286,500円
ドブメッキチェーン	1式	113,000円
スチロール	5個	10,700円
木材	24本	76,000円
コンブ種苗	400m	120,000円
アカウニ種苗	6,700個	121,600円
エゾアワビ種苗	1,400個	39,600円
合計		2,286,180円

支出については令和5年度 複合経営等漁家経営改善支援事業に採択済みのため一部補助を受ける。

ii) 収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

費目	数量	金額
板アカウニ	46枚	207,000円
瓶アカウニ	26本	93,600円
合計		300,600円

2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所 0955-73-2662

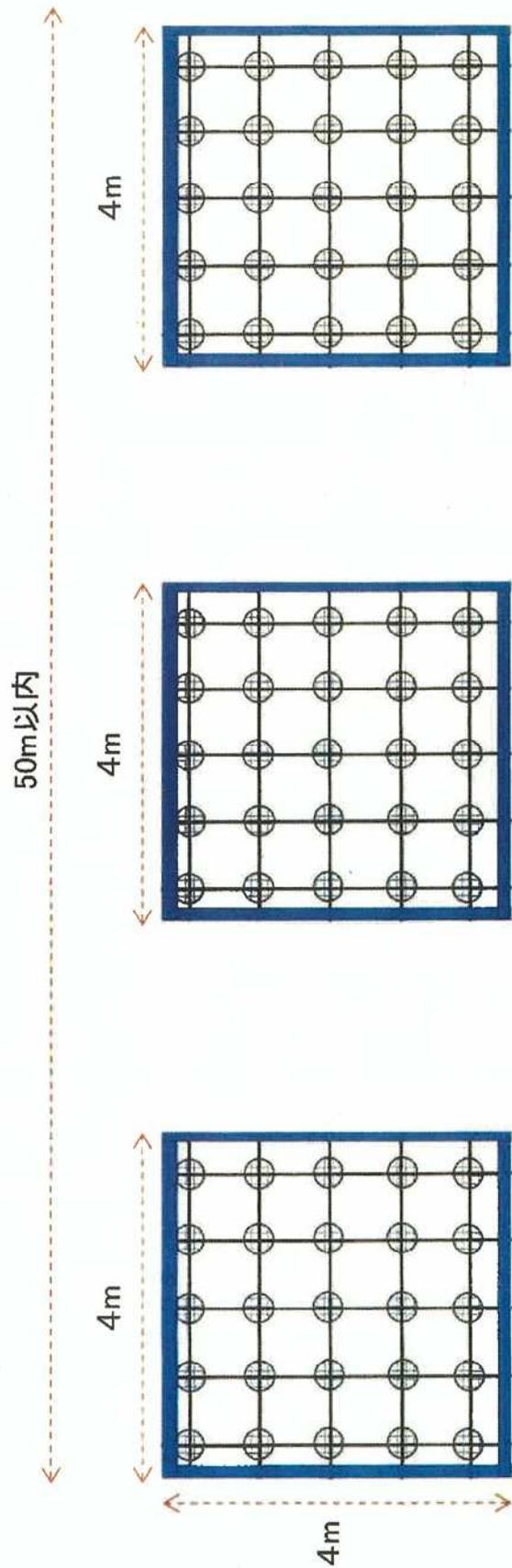
別紙1



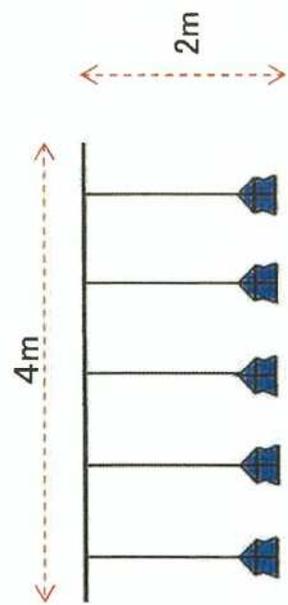
別紙2

【筏式】

□ 平面図



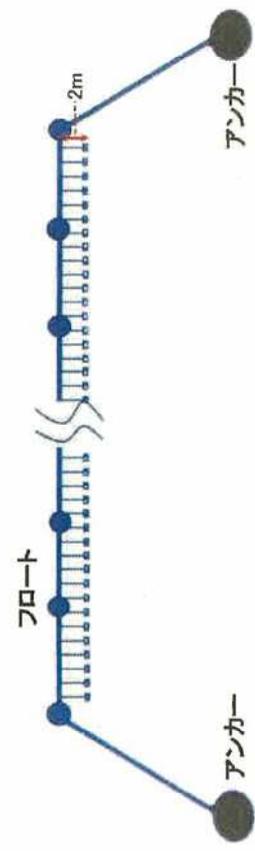
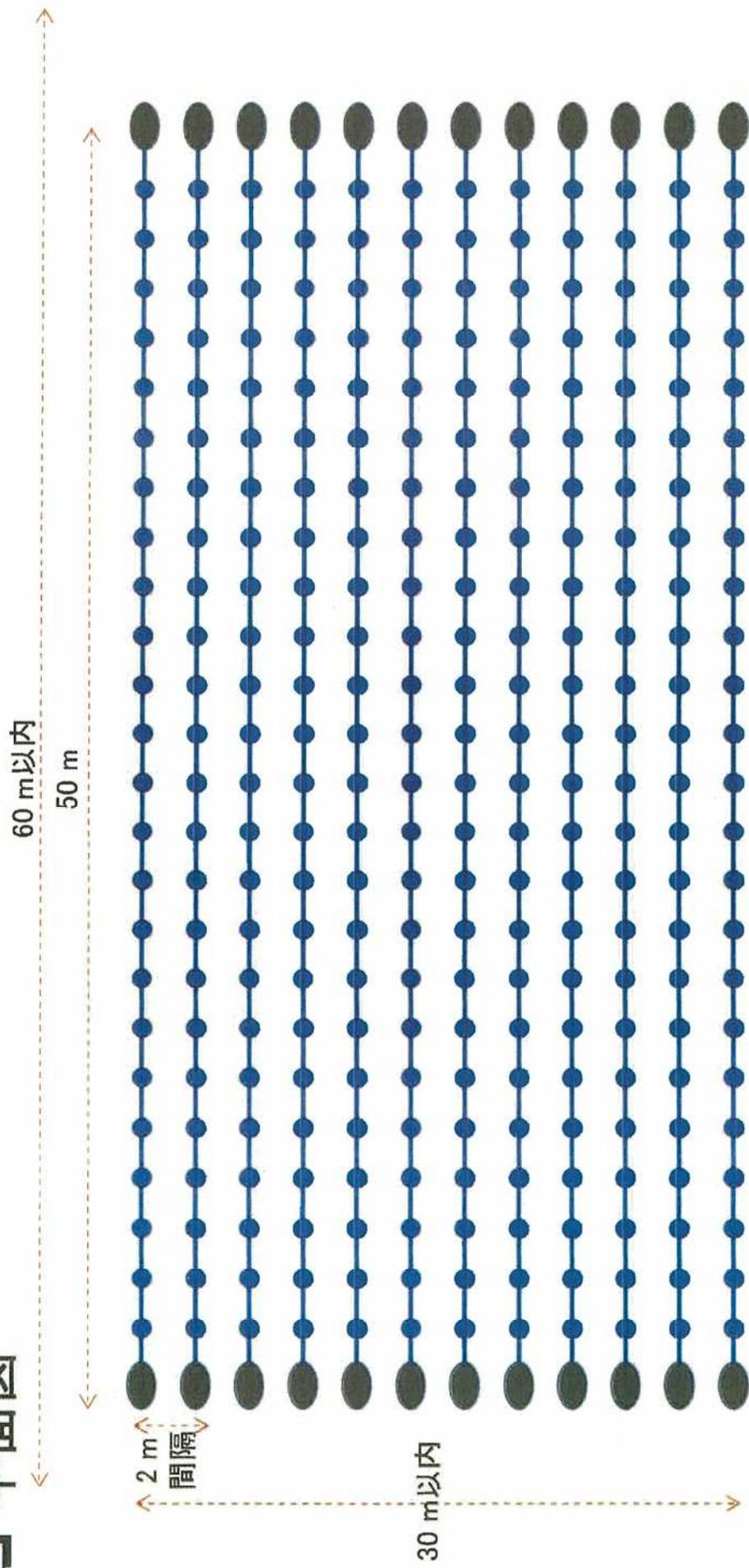
□ 立体図



別紙2

【ロープ式】

□ 平面図



□ 立体図

養殖施設概要図

アカウニ、アワビ類試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

甲は、アカウニ、アワビ類試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、令和6年3月1日から令和7年2月28日までとする。

（費用負担）

委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年12月27日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地23

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和

唐農水第1115号

令和6年1月18日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。
さて、令和6年1月18日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長 川寄和正より、佐賀玄海漁業組合湊支所におけるアカウニ及びアワビ類養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしく願いいたします。

意見書

佐賀玄海漁業協同組合湊支所においては、海士業を主とおりますが、海況変化によりアカウニ及びアワビ類の漁獲量は減少しており、種苗放流も効果をあげておりません。そこで、令和5年3月よりアカウニ及びアワビの試験養殖を開始し、基本技術の習得やデータを収集することができたため、他地区にて実施しているキャベツやコンブを飼料とした養殖手法に新たに取り掛かり、来年夏季からは試験販売を行う見込みです。

将来的な養殖区画漁業権取得のため、玄海水産振興センターの指導のもと、アカウニ及びアワビ類の試験養殖を行うことを、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

令和6年1月18日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

水産 第4202号
令和6年1月22日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 嵯 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



小川島漁業協同組合におけるワカメ・コンブ試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり小川島漁業協同組合 代表理事組合長 川添光尚から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第4条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

第 20231120 号
令和 6 年 / 月 / 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市呼子町小川島 227 番地 1
小川島漁業協同組合
代表理事組合長 川添 光尚

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 ワカメ・コンブ養殖試験（ロープ延縄式）
- 2 水産物の名称 ワカメ・コンブ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
佐賀県唐津市呼子町小川島地先①第1種区画漁業松区第402号生簀外周
②小川島西防波堤テトラ脇西側
計 900 m² + 25m（別紙 1、別紙 1-②、別紙 1-③を参照）
- 4 試験養殖期間 試験養殖の承認日より令和 6 年 6 月 30 日
- 5 養殖の方法及び規模
方法；ロープ延縄式
規模；・20m×45m=900 m² 1箇所 ・3.1×3.1×3 の外周 25m（別紙 2 を参照）
・25mの養殖ロープ5本を設置（ワカメ 4 本・コンブ 1 本）

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙 1、別紙 1-②、別紙 1-③）
- (4) 養殖施設概要図（別紙 2）

理由書

小川島漁業協同組合の主な漁業種類は、イカ釣り漁業、一本釣り漁業、採介藻漁業等である。

しかしながら、全国的な傾向と同じく、当漁協においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。

特に、当漁協がある唐津市呼子町小川島沿岸域では近年、温暖化など様々な要因により、藻場が徐々に枯れ、主に採介藻漁業で採取するバフンウニ・アカウニやアワビ、サザエの生育が悪く、減少している。

毎年、離島振興事業でバフンウニ・アカウニ等の種苗を購入し、放流するが、藻場の減少に伴い、放流効果が薄く、収入が不安定化してきている。

なお、佐賀県玄海沿岸域で同様の状況を抱える漁業協同組合では、より効率的で漁業収入が見込めるワカメ・コンブ養殖を模索していると聞いている。

ただ、当漁協においては平成12年3月から平成20年2月まで小川島イノ瀬テトラ西側沿岸域で第1種区画免許によりわかめ養殖を実施していたが、うまく販路拡大に結び付ける活動が出来なかった等の理由により平成20年3月以降は同沿岸域で区画免許によるわかめ養殖から撤退した。

しかしながら、上記の小川島沿岸域における状況を鑑みて、より効率的で漁業収入が見込めるワカメ・コンブ養殖に取り組みたいと考えたところである。

そこで、玄海水産振興センター指導の下、小川島地先でのワカメ・コンブの試験養殖を行い、今回の試験養殖で得られる各種データを、ワカメ・コンブ養殖区画漁業権免許の再取得のための根拠データとするとともに、本養殖を実施する際の基礎データとする。

住 所 佐賀県唐津市呼子町小川島 227 番地 1
氏 名 小 川 島 漁 業 協 同 組 合
代表理事組合長 川添 光尚

ワカメ・コンブ養殖試験計画書

1. 試験の概要

(1) 実施場所: 唐津市呼子町小川島地先 ①第1種区面漁業松区第402号生簀外周②小川島西防波堤テトラ脇西側(別紙1、別紙1-②、別紙1-③)

(2) 実施期間: 試験養殖の承認日～令和6年3月(延長予定: 令和6年4月～6月)

(3) 試験内容

a) 養殖施設(別図2のとおり)

- ・20m×45m=900 m² 1箇所 ・3.1×3.1×3の外周 25m (別紙2を参照) 合計2箇所
- ・25mの養殖ロープ5本を設置(ワカメ4本・コンブ1本)

b) 試験方法

- ・令和5年12月初旬に養殖施設(錨・ロープ等)の準備
- ・12月中旬に試験養殖開始(ワカメ: 水温16℃以下、コンブ; 水温15℃以下)
- ・間引き等の管理、試験出荷を行いながら、養殖可能性を実証
- ・令和6年6月末 施設撤去

c) 種苗の供給元および供給量(予定)

- i) 種苗供給元 : 岩手県田老町漁業協同組合
- ii) 種苗供給量 : ワカメ: 300 株 コンブ: 100 株

d) 出荷先予定

次年度試験養殖アカウン用 飼料

e) 養殖試験従事予定者氏名



f) 養殖スケジュール

	R6.1月中旬	1月下旬	2月 3月	R6.6月末
作業内容	養殖施設 → 準備	試験養殖 → 開始	間引き等の管理、試験出荷	→ 片付け

g) 収支計画

i) 支出の部 (※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載)

費目	数量	金額
種付け幹ロープ(50 本)	8本	100,000
種苗	400 尾	101,200
浮き	160 個	184,800
おもり	32 個	160,000
ナマズシャックル(32 mm)	6 個	18,000
クレモナロープ(200 本)16 φ	一卷き	46,750
		610,750

ii) 収入の部 (※試験出荷がある場合に記載)

費目	数量	金額

2. 安全対策

施設の維持管理については、小川漁業協同組合が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

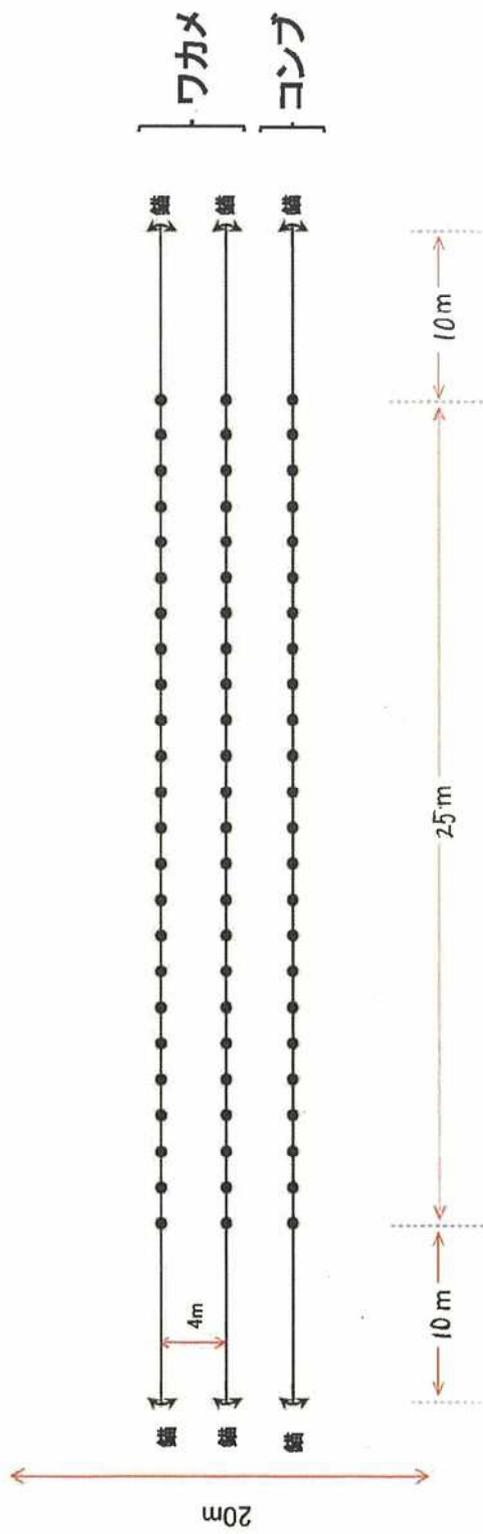
○ 緊急時の連絡先

小川漁業協同組合 0955-82-8321

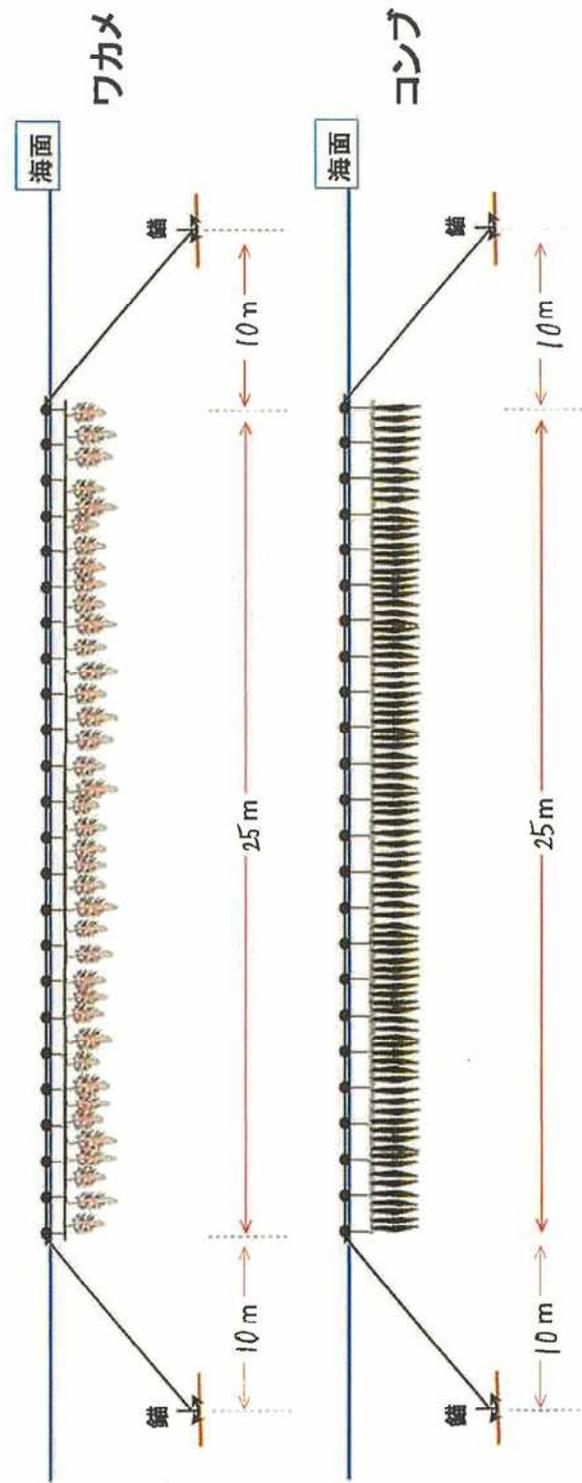


別紙2

水平



垂直



ワカメ・コンブ類試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と小川島漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

甲は、ワカメ・コンブ類試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和6年6月30日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

1 乙がこの契約に違反したとき

2 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年1月4日

甲 唐津市西城内1番1号

唐 津 市

唐津市長 峰

乙 唐津市呼子町呼子小川島22

小川島漁業協同組合

代表理事組合長 川 添

唐農水第1107号
令和6年1月16日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和6年1月16日付けで小川島漁業協同組合代表理事組合長 川添光尚より、小川島漁業協同組合におけるワカメ・コンブの養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願いいたします。

意見書

小川島沿岸域においては、離島再生事業にてウニ類の種苗を放流するも、藻場の減少に伴い、放流効果が少なく苦慮しています。そこで、近年単価が急騰しているアカウニに着目し、同地区漁港内において養殖することで、安定的な収入を確保することを目的としており、その飼料となるワカメ・コンブ類の試験養殖を実施し、アカウニ養殖のさらなる効率化を目指しています。

玄海水産振興センターの指導のもと、ワカメ・コンブ類の試験養殖を行うことを、よろしくお取り計らいますよう、お願いいたします。

令和6年1月16日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎